

盛岡広域振興局長告示第1号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、一本木土地改良区（岩手郡滝沢村）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年1月10日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 就任

(1) 理事

角 掛	三四郎	岩手郡滝沢村滝沢字柳原37番地
角 掛	源 市	” ” ” 字柳原20番地 1
角 掛	享 朔	” ” ” 字柳原38番地 2
角 掛	秀 夫	” ” ” 字後30番地 2
角 掛	定 夫	” ” ” 字後177番地 2
松 村	優	” ” ” 字砂込61番地 2
角 掛	博 見	” ” ” 字留が森347番地192
角 掛	邦 彦	” ” ” 字一本木214番地

(2) 監事

角 掛	節 生	岩手郡滝沢村滝沢字柳原28番地 7
角 掛	正 蔵	” ” ” 字一本木208番地 1
角 掛	喜代則	” ” ” 字後217番地 5

2 退任

(1) 理事

角 掛	三四郎	岩手郡滝沢村滝沢字柳原37番地
角 掛	源 市	” ” ” 字柳原20番地 1
角 掛	享 朔	” ” ” 字柳原38番地 2
角 掛	秀 夫	” ” ” 字後30番地 2
角 掛	定 夫	” ” ” 字後177番地 2
松 村	優	” ” ” 字砂込61番地 2
角 掛	博 見	” ” ” 字留が森347番地192
角 掛	邦 彦	” ” ” 字一本木214番地

(2) 監事

三田村	一 雄	岩手郡滝沢村滝沢字留が森343番地 1
角 掛	征一郎	” ” ” 字柳原18番地
角 掛	節 生	” ” ” 字柳原28番地 7